

前橋市 省エネ家電 買換え補助金

この補助金は、省エネ効果が高い家電製品への買換えを補助し、エネルギー等の物価高騰の影響を受ける生活者を支援するものです

- ◆ 対象期間 令和4年10月1日(土)～令和5年2月28日(火)
※対象期間に購入し、設置したものに限り
- ◆ 受付期間 令和4年12月1日(木)～令和5年3月3日(金)
※受付期間内であっても対象期間を過ぎたものは申請不可
また、予算額に達した場合は期間内でも終了予定
- ◆ 対象製品 エアコン・冷蔵庫・テレビ・洗濯機
(いずれも消費税込み3万円以上の製品が対象)
- ◆ 条件 古くなった対象製品を、省エネ効果が高い機種に
買い換えること(申請者は個人に限る)
(新品への買換えのみ対象、新設や増設は対象外)
市内の家電店、家電量販店、ホームセンター等で
購入すること
- ◆ 補助金額 購入金額(消費税抜)の3分の1以内
- ◆ 限度額 **1製品上限5万円、
1世帯2製品上限10万円まで**

※申請方法及び必要書類等は12月1日(木)にお知らせします
(領収書、保証書、家電リサイクル券は大切に保管してください)

◎問合せ先 環境部環境森林課 電話 027-898-6292



◆申請イメージ【一般的な流れ】

1 申請書を入手する



※(入手場所:市内の家電店等、市役所2F環境森林課、支所・市民サービスセンター)

2 対象商品を対象店舗で注文する



※代金の支払いの際、領収書・レシートを受け取る

3 対象商品を設置する



※設置の際、保証書を受け取る

4 古い製品を家電リサイクルで引渡す



※古い製品引渡しの際、家電リサイクル券を受け取る

5 申請書に添付書類を添えて申請する



※必要事項が確認できない場合など、書類の追加をお願いする場合があります
※また申請から振込みまで相当期間かかる場合があります

6 補助金の口座への振込み